赤塚山公園民間活力導入事業　公募設置等指針に対する質問及び回答

Ｎｏ	質問対象	質問	回答
1	公募設置等指針 P8②（ク）	インフラ（上下水道、電気、ガス等）施設の管理・運営について、検針はどのように考えていますでしょうか。また通信関係について教えてください。	・公募区域境界までの上下水、電気の埋設は公園工事で行いますが、そこから先の配管、子メーターの設置は認定計画提出者で行っていただきます。そのため、検針についても認定計画提出者側で行っていただきます。 ・ガスについては、必要な場合は認定計画提出者により、プロパンガスを準備し対応してください。 ・通信については整備は行いません。必要な場合は新たに引込みをお願いいたします。
2	公募設置等指針 P10（4）	公募対象公園施設の使用料の額について、2,200円以上としている理由を教えてください。	設置許可使用料は、豊川市都市公園条例において2,200円/㎡と定められています。本事業では公募設置等指針P21に示すように、市の財政負担の軽減を目的とし、使用料の価額提案も含めて評価することになります。そのため、条例で定められた額2,200円/㎡以上としています。